

## 〔委託事業等〕

### （運輸・交通）

#### 13 区域ごとに委託するデマンド型乗合タクシー<sup>22</sup>事業者の数を各区域 1 社とする<sup>22</sup>ことについて

市が、デマンド型乗合タクシーの運行事業において、集落散在地域ごとに区域を設定した上で区域ごとに運行事業を特定のタクシー事業者 1 社に委託することは、その選定が応募条件をあらかじめ明示して公募する方法によって行われる場合には、市場における競争をゆがめるおそれはない。

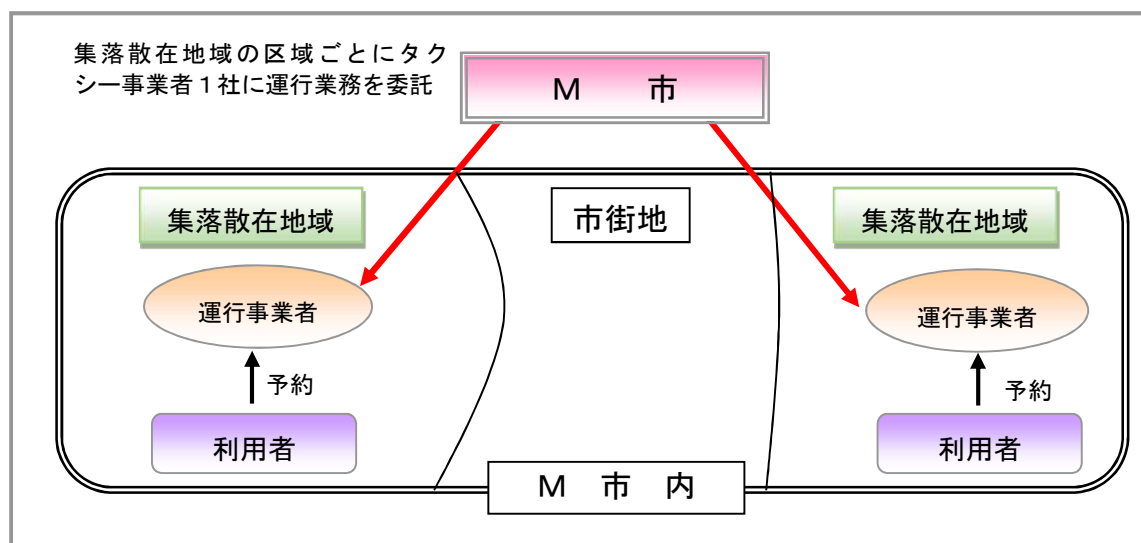
#### 1 相談の要旨

- (1) M市内には、人口が集中している市街地と過疎化が進む中山間地等の集落散在地域がある。集落散在地域は居住する住民の利用可能な交通手段が限られているため、特に高齢者や身体的理由によって自動車の運転が困難な者等（以下「移動困難者」という。）の移動に支障が生じている。
- (2) M市では、集落散在地域の移動困難者を対象としたデマンド型乗合タクシー（以下「本件デマンド型乗合タクシー」という。）を導入することにより、集落散在地域内の移動や、集落散在地域と市街地との移動等を容易にすることを検討している。その際、本件デマンド型乗合タクシーが運行する区域については、集落散在地域ごとに設定することとし、それぞれの区域における運行業務を一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営む者に委託することを考えている。そして、各区域の運行業務の委託先については、現在検討中である当該事業の実施に必要な条件をあらかじめ明示した上で、公募により 1 社を決定する。これにより、本件デマンド型乗合タクシーを利用する場合には、当該区域の移動困難者は、当該区域において運行業務を委託したタクシー事業者を利用することとなり、当該タクシー事業者における運行事業の継続的实施にもつながるものと考えている。なお、発着地は限定されており（例：発着地〔自宅〕←→発着地〔病院等の特定施設等〕）、既存のタクシー事業者とは事業形態が異なっている。また、利用は、移動困難者のうち事前に登録した者とする。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

---

<sup>22</sup> タクシー車両を使用した予約型の運行形態の輸送サービスのことであり、バス等の他の公共交通機関と同等程度の安価な料金で、あらかじめ設定された乗降地点を経由しながら、不特定多数の利用者が 1 台の車両に乗り合う形態のもの。



## 2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、M市が、移動困難者の移動を容易にするために実施するデマンド型乗合タクシー事業において、運行する区域を集落散在地域ごとに設定した上で、区域ごとに公募によって決定したタクシー事業者1社に当該区域における運行事業を委託するものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかしながら、発注者である地方公共団体には、公正な競争が促進されることが求められているほか（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条第2項）、競争性の確保が求められている（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」）。また、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめることとなる。
- (3) 本件デマンド型乗合タクシー事業の実施において、M市は、集落散在地域ごとに区域を設定した上で、区域ごとに1社を選定して運行事業を委託することとしているが、委託する事業の内容をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、M市の政策目的に基づく判断に委ねられている。また、本件デマンド型乗合タクシー事業は、居住する住民の利用可能な交通手段が限られる集落散在地域における移動困難者の移動を容易にする目的の下、区域ごとに運行事業を委託するタクシー事業者1社を選定するものであるが、M市が行う区域ごとの委託事業者の選定は、応

募条件をあらかじめ明示して公募するという競争性のある方法によって行われることからすれば、本件は、市場における競争をゆがめるものではない。

ただし、M市において今後検討される公募の条件の設定の仕方（委託対象区域の設定、委託期間の設定、保有車両台数の制限等）によっては、特定の事業者による応募を排除することにつながり、その結果、市場における競争をゆがめるおそれがある。

### 3 結論

市が、デマンド型乗合タクシーの運行事業において、集落散在地域ごとに区域を設定した上で区域ごとに運行事業を特定のタクシー事業者1社に委託することは、その選定が応募条件をあらかじめ明示して公募する方法によって行われる場合には、市場における競争をゆがめるおそれはない。